遠野市建設関連業務入札参加資格者要綱(平成24年遠野市告示第171号)第4条第1項の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度における建設関連業務入札参加資格審査申請書の提出期日等を次のとおり定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

令和3年度及び令和4年度における建設関連業務入札参加資格審査申請書の提出期日等

#### 1 申請書の提出

(1) 欠格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第 167条の4第1項(令第 167条の11第1項において準用する場合を含む。) の規定に該当する者
- イ 令第 167条の4第2項各号(令第 167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者
- ウ 遠野市建設関連業務入札参加資格者要綱(平成24年遠野市告示第171号)第7条第2項第3号又は第4号の規定により建設関連業務入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)から抹消され、当該抹消の日から2年を経過していない者
- エ 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を 滞納している者
- オ 遠野市暴力団排除条例(平成24年遠野市条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (2) 申請する業種ごとの要件
  - ア測量

測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録

- イ 建築関係建設コンサルタント
  - 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録
- ウ 補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定
  - 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録
- エ 申請しようとする業種ごとに、別表 2 「有資技術者一覧表」の右欄に掲げる資格等を有する技 術者が令和 3 年 1 月 31 日現在において在籍し、かつ、当該業務に係る技術者が過去 5 年間に当該 業務に係る実績を有していること。

## (3) 申請書提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵便書留は不可とする。受領確認を希望する場合は、返信用のハガキまたは、封筒(82円切手を貼りつけたもの)を申請書類に同封すること。

## (4) 申請書提出期間等

ア 受付期間 令和3年2月1日(月)から令和3年2月26日(金)までとする。ただし、土曜日、 日曜日及び休日は除く。(郵送による申請書提出の場合は令和3年2月26日消印有効 とする。) イ 受付時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は除く。

#### (5) 申請書提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り9番1号 遠野市役所とぴあ庁舎総務企画部管財担当 TEL 0198-62-2111 (代) 内線242、243 FAX 0198-62-2148

(6) 提出様式 遠野市様式とする。

(7) 提出部数

1部

## 2 提出書類

提出書類はA4版とし、次に掲げる順にファイル綴じを行い、表紙及び背表紙に会社名等を記入すること。

- (1) 建設関連業務入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- (2) 登録希望業種等の届出書(様式第1-2号)
- (3) 有資格者・技術者数届出書(様式第1-3号)
- (4) 直前2年間の実績高(様式第2号)
- (5) 営業に関する登録証明書等(写)
- (6) 技術者経歴書(様式第3号)
- (7) 申請業務に係る技術者業務経歴書(様式第4号)
- (8) 申請業務に係る業務実績書(様式第5号)
- (9) 県内営業所一覧表 (様式第6号)
- (10) 東北各県営業所一覧表(様式第7号)
- (11) 県内技術者一覧表 (様式第8号) ※その1~その3
- (12) 県内実務経験者数等一覧表(様式第9号)
- (13) 登記簿謄本・身分証明書(写しでも可)
- (14) 財務諸表(直近1年分)
- (15) 納税証明書(写しでも可)※納税証明書区分による(別表1)
- (16) 使用印鑑届 (様式第10号)
- (17) 印鑑証明書 (原本)
- (18) 委任状 (様式第11号)
- (19) ISO認証取得証明書(写)※認証取得している場合
- (20) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第12号)

## 3 資格審査

遠野市建設関連業務入札参加資格者要綱第3条の規定に基づき資格審査を行い、建設関連業務の入 札に参加する資格を有すると認めたときは、建設関連業務入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」 という。)に登載する。

## 4 資格者名簿への登載の可否の通知

遠野市内に主たる事業所又は営業所等を有する者に限り、文書で通知する。

## 5 資格者名簿の有効期間

資格者名簿の有効期間は、令和3年度及び令和4年度の2会計年度とする。ただし、2会計年度経 過後新たな資格者名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の資格者名簿をもってこれに代えるも のとする。

## 6 入札参加資格者の中間年の市税等の納付状況確認等の届出

- (1) 中間年受付(令和4年2月)において、次の書類を提出すること。
  - 納税証明書
  - ※ 令和4年1月末において最新の納税証明書
  - ※ 入札参加資格者名簿に登録された業者は中間年(令和4年2月)で市税等についての納付状況を確認するので、該当する場合は別表1に掲げる市税等の納税証明書等を提出すること。
- (2) 滞納がある者又は納税証明書等の提出がない者は、納付を確認できるまで入札参加を制限する場合があります。
- (3) 申請書を提出した後、その内容に変更が生じた場合には、速やかに建設関連業務入札参加資格審査申請書記載事項(様式第13号)変更届を提出すること。

# 別表1

## 納税証明書区分

MY 7亿 LLL 97 音 区 刀				
区分	遠野市内に営業所を有	岩手県内に営業所を有	岩手県内に営業所を有	
	する者 (市内業者)	する者 (県内業者)	しない者(県外業者)	
	1 遠野市が発行する納	1 市町村が発行する納	1 市区町村が発行する	
	税証明書(様式第59号	税証明書	納税証明書	
	Ø2)			
	2 広域振興局税務部等	2 広域振興局税務部等	2 都道府県が発行する	
	が発行する納税証明書	が発行する納税証明書	納税証明書	
	(様式第111号イ)	(様式第111号イ)		
提出書類	3 税務署が発行する納	3 税務署が発行する納	3 税務署が発行する納	
10000000000000000000000000000000000000	税証明書	税証明書	税証明書	
	(1)法人の場合	(1)法人の場合	(1)法人の場合	
	納税証明書(その3	納税証明書(その3	納税証明書(その3	
	Ø3)	<i>O</i> 3)	Ø3)	
	(2)個人の場合	(2)個人の場合	(2)個人の場合	
	納税証明書(その3	納税証明書(その3	納税証明書(その3	
	Ø2)	<i>O</i> 2)	Ø2)	
	1 納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書(全			
	税目に関する納税証明)を提出すること。			
	2 支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発			
	行する納税証明書(全税目)も提出すること。			
	3 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとす			
三十二十 ア	る日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以			
証明を要する	前の3箇月以内に発行されたものに限る。			
納税時期等	4 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。			
	5 全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が			
	課されている税目のことをさします。			
	6 岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明			
	書の様式については、糸	n税すべき税について、 <u>未</u>	納の額がない旨が記載さ	
	れている納税証明書であれば可とする。			
L	l .			

## 有資格技術者一覧表

有 <b>貨格</b> 技術有一覧表				
	業務	資格等名称		
測量	地上測量	測量士		
	地図の調整	測量士		
	航空測量	測量士		
	意匠	1級建築士、2級建築士、インテリアコーディネーター又はインテリアプランナ		
	息匠.	一のいずれか		
	構造	1級建築士、2級建築士、又はJSCA建築構造士のいずれか		
	暖冷房	技術士・衛生工学部門(空気調和)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学-空		
		気調和)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・		
		専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設		
		備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか		
		技術士・衛生工学部門(建築環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学-建		
建	衛生	築環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・		
築	<b>料</b> 生	専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設		
関		備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか		
係		技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子-電		
建		気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20		
設	<b>電</b> /三	年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備		
コ	電気	設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)、		
ン		電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のい		
サ		ずれか		
ル	建築積算	1級建築士、2級建築士又は建築積算士のいずれか		
タ		技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術		
ン	機械設備積算	士・総合技術監理部門(機械-加工・ファクトリーオートメーション及び産業		
1		機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専		
		修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備		
		士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか		
		技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子―電		
		気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20		
	電気設備積算	年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備		
		設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)、		
		電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のい		
		ずれか		
土		技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(建設-土質及		
木	土質及び基礎	び基礎)、RCCM(土質及び基礎)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経		
関係建設コ		験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者		
		のいずれか		
		技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門(建		
ン	鋼構造物及びコ ンクリート	設ー鋼構造及びコンクリート)、RCCM(鋼構造及びコンクリート)、大学・		
サル		高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒		
タ		業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか		
ン	河川及び砂防	技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士・総合技術監理部門(建		

L		
<b> </b>		設一河川、砂防及び海岸・海洋)、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)、大
		学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校
		を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
		技術士・建設部門(電力土木)、技術士・総合技術監理部門(建設-電力土木)、
	電力土木	RCCM(電力土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者
		又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門(建設-道路)、RCCM
		(道路)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・
		専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
		技術士・建設部門(トンネル)、技術士・総合技術監理部門(建設-トンネル)、
	トンネル	RCCM(トンネル)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者
		又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
		技術士・建設部門(施工計画、施工設備及び積算)、技術士・総合技術監理部門
	施工計画、施工	(建設-施工計画、施工設備及び積算)、RCCM(施工計画、施工設備及び積
	設備及び積算	算)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専
	150111150	修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
		技術士・機械部門(交通・物流機械及び建設機械)、技術士・機械部門(加工・
		ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機
土		械一交通・物流機械及び建設機械)、技術士・総合技術監理部門(機械一加工・
木	建設機械	ファクトリーオートメーション及び産業機械)、RCCM(機械)、大学・高等
関		専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後
係		当該業務経験が25年以上の者のいずれか
建		技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設-都
設	造園	市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地域計画又は造園)、大学・高等専
コ		門交び起刃計画が、KCCM(郁川計画及び起域計画又は追園)、八子・同寺寺門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該
ン		
サ		業務経験が25年以上の者又は1級造園施工管理技士のいずれか
ル	1 1. *** フップ・***	技術士・上下水道部門(上水道及び工業用水道)、技術士・総合技術監理部門(上
タ	上水道及び工業用水道	下水道-上水道及び工業用水道)、RCCM(上水道及び工業用水道)、大学・
ン		高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒
<u>۱</u>		業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
		技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道一下水
	下水道	道)、RCCM(下水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上
		の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門(農業土木)、技術士・総合技術監理部門(農業-農業土木)、
		RCCM(農業土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、
		高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、農業土木技術管理
		士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門(森林土木)、技術士・総合技術監理部門(森林ー森林土木)、
		RCCM(森林土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、
		高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は林業技士(森林
		土木部門)のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設-都
		市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画)、大学・高等専門学校を
		卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経
		験が25年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門(建設環境)、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技
	ハエドヘンドプロ	The state of the s

		術士・総合技術監理部門(建設-建設環境)、技術士・総合技術管理部門(衛生
		工学部門の選択科目)、技術士・総合技術管理部門(環境部門の選択科目)、R
		CCM (建設環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又
		は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門(電気電子の選択科目)、R
		CCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又
		は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
地		技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・応用理学部門(地質)、技術士・総
型 質		合技術監理部門(建設-土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(応用理学
調調	地質調査	ー地質)、RCCM(土質及び基礎)、RCCM(地質)、大学・高等専門学校を
画 査		卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験
宜.		が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
	土地調査	補償業務管理士(土地調査)、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補
		償業務業務経験7年以上の者のいずれか
補	土地評価	補償業務管理士(土地評価)、不動産鑑定士又は当該部門補償業務業務経験7年
償		以上の者のいずれか
関	物件	補償業務管理士(物件)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれ
係		か
コ	機械工作物	補償業務管理士 (機械工作物) 又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者の
ン		いずれか
サ	営業・特殊補償	補償業務管理士(営業補償・特殊補償)又は当該部門補償業務業務経験7年以
ル		上の者のいずれか
タ	事業損失	補償業務管理士(事業損失)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のい
ン		ずれか
1	補償関連	補償業務管理士(補償関連)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のい
		ずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

#### (備考)

- 1 技術士の括弧内は、二次試験における選択科目です。
- 2 RCCM及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。
- 3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20 年以上の者 及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25 年以上の者(実務経験者)については、次により申告できます。
  - (1) 1人の技術者につき、1つの業務に限り申告することができます。
  - (2) 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。
  - (3) 実務経験の期間は当該業務に限る従事期間となりますので、申請においてはご注意ください。入札における事後審査において、内容については確認させていただきます。
- 4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

技術士・機械部門(流体機械)	技術士・機械部門(流体工学)
技術士・機械部門(建設、鉱山、荷役及び運搬機	技術士・機械部門(交通・物流機械及び建設機械)
械)	
技術士・機械部門(機械設備)	技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメ
	ーション及び産業機械)

技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸)	技術士・建設部門(河川及び砂防)
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門(廃棄物処理)	技術士・衛生工学部門(廃棄物管理)
技術士・衛生工学部門(廃棄物管理計画)	技術士・衛生工学部門(廃棄物管理)
技術士・衛生工学部門(空気調和施設)	技術士・衛生工学部門(空気調和)
技術士・衛生工学部門(建築環境施設)	技術士・衛生工学部門(建築環境)
技術士・林業部門(森林土木)	技術士・森林部門(森林土木)
RCCM (河川、砂防及び海岸)	RCCM (河川及び砂防)
RCCM(建設機械)	RCCM (機械)
RCCM(電気・電子)	RCCM (電気電子)